

「第5次 あきる野男女共同参画プラン」の令和4年度進捗状況に関する質問及び意見書のとりまとめ結果

意見番号	事業No	事業名	所管課	ご意見・ご質問	回答
1	1～6	男女共同参画に関する意識啓発活動の推進 男女平等の視点に立った各種講座等の充実 女と男のライフフォーラムの実施 性の多様性や多文化共生に関する周知啓発 人権等に関する相談の実施 多言語翻訳機の活用による窓口における支援	・企画政策課 ・生涯学習推進課公民館係 ・市民課市民相談窓口係	初歩的な事で申し訳ありませんが、R4実施アンケート調査がR2より下がった背景はどのような事が考えられますか（R4 29.8%、R2 34%）。	令和4年度の市民アンケート調査結果を見ると、委員ご指摘のとおり「男女共同参画社会に関する認知度」が令和2年度の34%から4.2%減少しています。これについて、アンケートの回収率自体が減少している（R2：40.4%→R4：31.4%）ことも影響の一つとして捉えていますが、その一方で、「『男女共同参画社会の実現』」に係る施策の重要度は上昇している（R2：13.2%→R4：13.9%）ため、周知・啓発内容がなかなか市民に行き届いていないことも課題と考えており、より一層の取組と効果的なPRが必要であると認識しています。
2	2	男女平等の視点に立った各種講座等の充実	生涯学習推進課公民館係	食事だけではなく、介護などについても学べる機会があるとより男性の家庭への関与が増えるかと思います。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
3	2	男女平等の視点に立った各種講座等の充実	生涯学習推進課公民館係	男性が不得意な家事を女性に押し付けるではなく、出来るようになるために料理教室を行っているのは素晴らしいと思う。逆に女性が苦手な事を調査し、それを学ぶ教室があると良いと考える。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
4	2	男女平等の視点に立った各種講座等の充実	生涯学習推進課公民館係	とても良い取り組みだと思います。しかし、事業内容は「男女平等の視点～」ですので、退職後だけでなく、日々の生活に取り入れられるようなものにしてみてはいかがでしょうか。 例えば、産業祭等で男性ミニ料理コーナーやセミナーも退職に視点ではなく、シニア世代に生活するスキルやお金のやり繰りを男性にも理解できるようなものなど。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
5	3	女と男のライフフォーラムの実施	生涯学習推進課公民館係	講演の様子をアーカイブに残し公開するなどして、年に1回の貴重な機会をより多くの人と共有できると良いのではないかと。 フォーラム会場で男女行動参画についての意識アンケートが行われているのは、とても有意義である。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
6	4	性の多様性や多文化共生に関する周知啓発	企画政策課	短期間でAになることは難しい課題と思います。	引き続き、当事者の気持ちやニーズに寄り添うことを大切にしつつ、取組を検討するとともに、工夫をしながら、できることを着実に進めていきます。
7	4	性の多様性や多文化共生に関する周知啓発	企画政策課	より積極的なPRが必要と判断する。例）産業祭にブースを出してPRするなど。	新型コロナ対策のため、産業祭への参加を自粛していたが、以前はDV防止や男女共同参画に関する啓発グッズの配布を行っていました。今年度については、企画政策課の関連事業の産業祭におけるPRについて、前向きに検討したいと思います。
8	6	多言語翻訳機の活用による窓口における支援	市民課市民相談窓口係 （企画政策課）	行政の諸機関での導入が望ましい。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
9	6	多言語翻訳機の活用による窓口における支援	市民課市民相談窓口係 （企画政策課）	貸出しも良いですが、他市でも取り入れている職員で多言語が話せる場合の周知、ネームプレートのタグや紐の色で判別する事や、他の協力団体との連携も。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。

意見番号	事業N o	事業名	所管課	ご意見・ご質問	回答
10	7	学校における人権教育の推進	指導室	中学校でのクラブ活動外指導者への展開は如何なものでしょうか。	校長及び指導者（部活動外部指導員、外部コーチを含む）は、事故防止、暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組をととして、人権教育の推進及び人権感覚の徹底を目指しています。
11	7～9	学校における人権教育の推進 人権教育推進のための指導の充実 道德教育の充実	指導室	「人権教育」という表現のみでは意味が広すぎて、「男女共同参画に関する教育の推進」としての事業とは読み取りづらく、評価もしがたい。男女共同参画の推進のための教育がどのように推進されているのか、されていないのか、を知りたい。	人権尊重は、本市の教育委員会基本方針の筆頭に掲げており、学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進を行っています。具体的には、人権教育が目指す資質・能力の3つの側面（① 知識的側面、② 価値的・態度的側面、③ 技能的側面）の育成を、学校全体における系統的な指導内容として総合的に位置付けるとともに、特別の教科「道德」を要として道德教育の充実も同時に取り組んでいます。人権意識の醸成は効果を数では表せないものではありませんが、人権意識の向上に向けて、日々、人権教育の推進を通して、児童・生徒と共に教職員の人権感覚を磨いております。
12	7～10	学校における人権教育の推進 人権教育推進のための指導の充実 道德教育の充実 人権等に関する教職員の理解促進	指導室	学校内部に関しては一般公開されているわけではないため、具体的な内容が見えにくく、評価が難しいです。せめて数値とか。	
13	8	人権教育推進のための指導の充実	指導室	具体的な取り組みの内容が分からないので評価できない。	
14	10	人権等に関する教職員の理解促進	指導室	校長、副校長といった管理職がどこまで「性的マイノリティ」に対して理解できているかが、分からないため、評価が難しい。	人権意識の醸成は効果を数では表せないものではありませんが、管理職及び進路指導主任等を対象とした人権教育に係る研修、人権教育検討委員会を年2回以上実施するとともに人権尊重教育推進校の研究共有等を行い、管理職を含む教職員の人権教育の推進を行っています。
15	12	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発	・企画政策課 ・生活福祉課 母子・父子自立支援及び女性相談担当	弱者の立場に立って一層慎重な対応をお願いします。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。

意見番号	事業N o	事業名	所管課	ご意見・ご質問	回答
16	12、13	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発 若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発	・企画政策課 ・生活福祉課 母子・父子自立支援及び女性相談担当	若年層へのアプローチとして、市の事業なので小中学校に限られるかもしれないが、学校現場でのポスター掲示などの啓発活動があっても良いかと思う。（あるいはすでにされているのか）	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
17	12、13	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発 若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発	・企画政策課 ・生活福祉課 母子・父子自立支援及び女性相談担当	他のNOでも言えますが、SNSを用いるかをより具体的にすることで、アウトリーチが明確になると思います。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
18	14	女性相談、母子・父子相談の実施	生活福祉課 母子・父子自立支援及び女性相談担当	DVを起こしてしまった加害者への支援方針について検討すべきと判断する。	令和4年度に東京都が都内の民間団体と連携した加害者プログラムを試行的に実施しており、今後、その成果等が市区町村にも共有されると思われます。加害者支援については、市単独での取組が難しい部分もあるかと思いますが、引き続き国や都の動向を見ながら、関係部署と調整・検討していきます。
19	14、16	女性相談、母子・父子相談の実施 被害者の自立支援の推進	生活福祉課 母子・父子自立支援及び女性相談担当	相談があった時、その後（入所後）のフォローはどうしているのか。	対象者が施設入所した際には、それぞれの家庭に対し退所するまで様々な自立支援を行います。
20	14～16	女性相談、母子・父子相談の実施 母子等緊急一時保護の充実 被害者の自立支援の推進	子ども家庭支援センター	被害者支援はもちろん重要なことだが、加害者更生プログラムの導入が実現しないものか。加害者が意識変容のないまま存在する限り、被害者の安心な生活は保障されない。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
21	15	母子等緊急一時保護の充実	生活福祉課 母子・父子自立支援及び女性相談担当	一時保護の件数は「ゼロ」でいいのか。	実施世帯数は3件です。
22	18	障害者虐待防止法の周知啓発	障がい者支援課障がい者相談係	障がい当事者へのヒアリングが必要と判断する。事業所への聴き取りでは事業所職員が加害者であった場合、発見できず、権利侵害、虐待が継続すると判断する。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
23	19	高齢者虐待防止法の周知啓発	高齢者支援課高齢者支援係	住宅、施設入居者の後期高齢者に対する関係者の日頃のケア活動には頭が下がります。痛ましい事件の未発も課題のひとつかと思います。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
24	19	高齢者虐待防止法の周知啓発	高齢者支援課高齢者支援係	高齢者虐待ネットワーク会議で虐待事例の情報共有を図ただけでは、早期発見や予防には繋がらないため、民政委員、サービス事業者、ケアマネジャーへの周知や当事者への聴き取りが必要と判断する。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
25	21	青少年健全育成活動の充実	生涯学習推進課生涯学習係	不健全図書数に関しての店舗立入調査の必要性・重要性。今は、ネットで購読する青少年も多いのでは。	立入調査を行う東京都青少年健全育成協力員は、都からの推薦依頼を受け、市が協力員を募り、都へ推薦しております。よって本事業は、都の要領に基づき実施するものであり、現行では、ご指摘の通りインターネット上は対象外となっているため、都が要領を変更した際には、適切に対応するものと考えます。
26	21	青少年健全育成活動の充実	生涯学習推進課生涯学習係	不健全図書の定義が分からないため、評価が出来ない。	不健全な図書類等とは、東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条で定められている図書類等を指します。次期計画においては用語集などで解説していきたいと思います。 【補足】不健全な図書類は、著しく性的感情を刺激するもの、残虐性を助長するもの、自殺や犯罪を誘発するもの、社会規範に反する性的な行為を賛美または誇張するようなものなどを指し、東京都青少年健全育成審議会が指定をしています。指定された図書類のリスト等は都から自治体に情報提供されており、その情報を参考に店舗立ち入り調査を行っています。

意見番号	事業N o	事業名	所管課	ご意見・ご質問	回答
27	22～24、26、36	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発 育児・介護休業制度の普及啓発 パートタイム労働等に関する情報収集及び提供 啓発活動の推進 ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発	・企画政策課 ・商工振興課 ・職員課 ・農林課	男女共同参画推進のためには、長年社会や個が抱いてきた思い込みや概念、価値といった意識の変革が必要で、職場は啓発の場として重要な位置を占めている。課題にも掲げられているように、チラシやリーフレットのみではない啓発活動がプランの期間内には実行されることを期待する。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
28	23	育児・介護休業制度の普及啓発	・職員課人事給与係	データは数値化されており、目標（課題）が明確になりました。	引き続き数値の把握に努めます。
29	23	育児・介護休業制度の普及啓発	・職員課人事給与係	育児休業を取得した職員の体験談をまとめる、取得しやすい部署に偏りがなければセルフチェックの強化と発信状況はどうなっていますか。	昨年度は対象者に対して個別に説明、管理監督職向けに制度改正に伴う研修等を実施し、本人と職場の理解を深める取組を行っています。 育児休業の体験談や職場のセルフチェックに関しては、今後の取組の参考とさせていただきます。
30	23	育児・介護休業制度の普及啓発	・職員課人事給与係 ・商工振興課商工振興係	こちらもちやはり市民アンケートの数値が下がった背景が気になります。	チラシやパンフレット、セミナー等による普及啓発がメインであるため、コロナ禍の影響もあり、周知・啓発の機会が減少したことが一因であると考えています。
31	25	労働相談の実施	商工振興課	「事業内容」は「労働相談を実施する」となっているのに対し、実施内容はチラシやリーフレットによる「市内事業者への普及啓発」であり、自己評価がAなのはかみ合わないのでは。 ⇒ゆえに評価は空欄です（Fという評価になるのか）	窓口や電話で相談があった方に対し、相談内容に応じて東京都労働相談センターや東京労働局 総合労働相談コーナー等を案内しています。 ※ 主催は国や都となるため、直接的に相談を実施している訳ではなく、相談窓口へ繋ぐ役割を担っています。
32	25	労働相談の実施	・市民課市民相談窓口係 ・商工振興課	実績の数値化が望ましい。把握はどのようにして行ったのでしょうか。	窓口や電話で相談があった方に対し、法律相談の案内や東京都労働相談センターの電話番号を伝えています。実績は年間5件未満と考えています。また、労働関係は商工振興課が担当部署となっており、同様の対応を行っています。
33	26	啓発活動の推進	農林課農政係	新規（就農者）の方の体験談を発信することは可能でしょうか。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
34	27、28	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実 様々な職業に触れる機会の創出	指導室	特別支援学校においては、個に応じた進路選択ができていたとは言いがたいと判断する。障害特性にもよるが、この障害特性に合わせて、職業が選択できると良いと判断する。社会的な課題であるが、障がい者を受入れる社会が未熟なため、ノーマライゼーションの考え方が浸透していない、そのため勤労観、職業観を生み出せず、職業選択の機会が乏しいと考える。	当該事業で対応しきれない部分も含まれるため、いただいたご意見は、今後の参考として、障がい者支援課、指導室に共有しました。
35	29	あきる野市特定事業主行動計画の推進	職員課人事給与係	実績報告が有ると成果の把握ができ、目標が立てやすい。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
36	31	子育て中の女性の再就職支援の実施	商工振興課	今後（令和6年度以降）プラン期間中に、事業内容の「ワーキングセミナー」の開催計画はあるのか。	ハローワーク青梅との共催により、子育て中の女性を対象とした「お母さんセミナー」を継続して開催する予定です。
37	32	起業に関する支援	商工振興課商工振興係	課題が明確になったので是非、次年度で実行願いたい。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
38	34	ひとり親家庭への自立支援給付費の支給	生活福祉課 母子・父子自立支援及び女性相談担当	認知経路の確認や「本当に必要な方」が何を指しているのか具体化することは可能でしょうか。	「経済的な自立や生活環境の向上を目指し、資格取得を目指している方」と補足させていただきます。
39	36	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発	・企画政策課 ・職員課 ・商工振興課商工振興係	同一テーマで取り組んでいる他部門との温度差が感じられます。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。

意見番号	事業N o	事業名	所管課	ご意見・ご質問	回答
40	36	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発	・企画政策課 ・職員課 ・商工振興課商工振興係	ワークライフバランスという言葉が難しく、理念が浸透していないように思う。言葉を知っていたとしても、管理職の休日出勤や残業が改善されない状況を見ると理念は浸透していないと判断する。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
41	36、37	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発 ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知	・企画政策課 ・商工振興課商工振興係	商工会の全会員1,600団体のうち4社の認定だけなのは少ない。ワーク・ライフ・バランスの認知度は現状維持なので、認定事業所が増えることを期待したい。	取組の改善を図りながら、認定事業所を増やせるよう取り組んでいきます。
42	37	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知	・企画政策課 ・商工振興課商工振興係	事業内容と事業実績のミスマッチが有るのでは。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
43	40	ファミリー・サポート・センターの運営	・子ども家庭支援センター子育て支援事業係	地味な活動でしょうが、こつこつと継続してほしい。	継続して実施します。
44	41	乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施	・保育課	課題はあるが、担当評価「A」で継続して実施のみは違和感がある。「確保が難しい」のでは。	全て希望どおりの日時・場所での利用は困難ですが、育児疲れによるリフレッシュを理由とした利用者が多いため、園との間で利用時間等の調整や認証保育所の活用などにより、確保が難しい中でもマッチングを図ることで、利用実績につながっているので、「A」としました。
45	43	子育て支援のための場の充実	・子ども家庭支援センター子育て支援事業係	実施内容を具体的に。課題をふまえた対応を。	民間保育所を含む市内5箇所に「子育てひろば」事業を委託していますが、事業の認知度が低いので、未就園児が多く集う機会を捉え、周知・啓発が必要であると考えています。
46	45	読書推進事業の充実	図書館庶務係	「何を？」事業内容の主語が見当たりません。実績内容を見ればわかりますが、とても良い活動なので最初に分かると良いです。	事業内容については、5次プラン策定時の表記を転載しているため、該当箇所への追記ではなく、「事業実績」欄で、以下の事業内容を補足させていただきます。 読書推進事業の概要：おはなし会、工作会及び人形劇の事業の実施
47	46	学童クラブの充実	子ども政策課児童館係	待機児童数の減少を期待したい。児童館の特例利用について教えてほしい（どのような利用方法。）。	待機児童の居場所対策として、学童クラブ入会保留児童に限り、児童館の利用時間内(午前9時～午後5時30分)に、下校後帰宅することなくランドセルを持ったまま、連絡事項を記入した「児童館直接来館利用カード」を持参することで、児童館を利用することができます。また、学校の休業日及び給食がない日にお弁当を持参して食べることができます。
48	47	教育相談体制の充実	指導室	特別な支援を要する児童・生徒へのヒアリングは行っているのでしょうか。	担当教員との面談と共に、スクールカウンセラーによる教育相談、教育支援室の指導員による学校巡回等をとおして教育相談の充実に取り組んでいます。これらの取組は、特別な支援を要する児童・生徒を含む全ての児童・生徒を対象として実施しています。

意見番号	事業No	事業名	所管課	ご意見・ご質問	回答
49	48	介護保険制度等の周知啓発	高齢者支援課高齢者支援係	アプローチの変更も一考と考えます。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
50	49	介護教室の実施	高齢者支援課高齢者支援係	介護教室を実施しているが参加者は高齢者の女性が大半という現状である。男性の参加を呼びかける工夫が必要と判断する。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
51	48、50	介護保険制度等の周知啓発 相談体制の充実	・ 高齢者支援課高齢者支援係 ・ 障がい者支援課障がい者相談係	あきる野市地域保健福祉計画（令和2年～6年）では地域包括支援センターの市民への認知度は約35%とある。このことから介護保険制度等の周知啓発は、より力を入れた方が良いと判断する。	ご意見として所管課に伝えさせていただきます。
52	51	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	健康課	両親学級の中でリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発を行ったという認識でよいか。	両親学級の中で、父親も一緒に参加できるように実施しており、本事業の中で実施しているという認識で問題ありません。 また、全ての回に父親にも参加してもらえるよう対応をとっています。
53	53、56	妊娠・出産に関する健康支援 母子健康手帳の交付と面談の実施	子ども家庭支援センター 母子保健係	妊娠・出産には不安も多いので、妊娠初期から子育て期まで継続して支援する伴走型は評価できる。実施してほしい。	「あきる野の出産・子育て応援事業」として実施していきます。
54	63	委員の女性比率の拡大	企画政策課	周知・啓発や部署への働きかけのみでは目標達成は難しいのではないかと。	目標達成に向けて、他の方策も検討していきたいと思います。
55	64	男女共同参画に関する職員研修の充実	職員課研修厚生係	研修に1人の派遣をもって実績とは？どうなのでしょう。定員があり1人だとしてもその資料を基にあきる野市で独自にする事を記載しては。	独自研修の実施については、資料の活用を含めて、今後検討していきます。
56	その他			「数値目標に対する実績」が「一」の事業は、目標は設けていないのか、実績が測れないのか、または他の何かでしょうか。	第5次プランにおいては、具体的な数値を目標値として設定できる一部の分野・事業に対して「数値目標」を設定しており、「一」となっているものは、具体的な数値目標を設けていない事業となっています。
57	その他			担当評価の「実績に係る評価」は何か基準があったりするのでしょうか。	担当課による評価は、第5次プラン（P41に記載）に基づき、以下の評価基準を用いています。 【事業実施に係る評価基準】 S：事業を実施し、目標以上の成果が得られた。 （計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。） A：事業を実施し、目標を達成できた。 （計画期間中に目標を達成できる見込みである。） B：事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。 （現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。） C：事業を実施したが、目標達成には至らなかった。 （計画期間中に目標を達成できない。） D：事業を実施していない。 F：事業が終了（完了）した。